

患者申出療養（仮称）制度の創設反対に関する意見書（案）

平成26年6月10日、安倍首相は、患者からの申出に基づき保険診療と保険外診療を併用する混合診療を認める患者申出療養（仮称）制度を創設すると表明した。6月中にまとめる成長戦略に盛り込み、平成27年の通常国会に関連法案を提出する予定である。

現在、混合診療は原則として認められていないが、同制度の創設により全面解禁となる可能性がある。混合診療が広がると、全額自己負担となる未承認治療の拡大により更なる医療格差が生じるばかりか、安全性等が問われる国内未承認薬等が広範囲に使用され、薬害が繰り返される危険性があり、患者団体等から反対の声が上がっている。

また、患者からの申出によるため、診療に伴うリスクは自己責任となりかねないが、医師と患者の間には医療情報に差があり、患者側は医療や薬剤について十分な知識がないことが多く、保険外診療の有効性・安全性を客観的に判断することが困難である。

さらに、混合診療の審査は、国内での治療実績のない診療については、国の専門家会議が申請から原則6週間以内に、既に治療実績がある診療については、治療実績のある中核病院が原則2週間以内に可否を判断するとしている。しかし、現行半年程度必要とされる審査期間を大幅に短縮し、実施医療機関を拡大することにより、患者の生命と健康が損なわれる懸念がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、患者申出療養（仮称）制度を創設しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
行政改革担当大臣

} 宛て